

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 3 年 2 月 26 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 塚 剛

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第 3 監査の対象

（1）対象部局等

総務部	総務課、経営企画課、文書情報課、管財課、防災安全課、地域コミュニティ課
市民生活部	市民課、税務課、納税課、環境課、人権政策課、国保年金課
健康福祉部	福祉課、生活支援課、介護保険課、高齢者支援課、保育児童課、元気づくり課
都市整備部	上下水道課、上下水道施設課
選挙管理委員会事務局	

（2）範囲

- ア 令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日までににおける財務及び事務の執行状況
- イ 令和元（平成 31）年度及び令和 2 年度の補助金等の執行状況
- ウ その他事務事業の執行状況

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置くとともに、補助金等交付事務及び現金の取扱い等を監査重点項目として定め実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査対象部局から提出された監査調書及び関係諸帳簿等をもとに、書面監査を実施するとともに、所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局

2 審査の日程

令和2年12月11日から令和3年2月12日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行った、その他の指導・助言についても併せて改善を図られたい。

1 共通事項

- (1) 文書事務について（福祉課、高齢者支援課、保育児童課、経営企画課、防災安全課、地域コミュニティ課）

補助金等の交付決定起案文書において、施行日等が記載されていないもの、根拠となる補助金交付要綱等の条項が記載されていないもの、補助の目的や対象とする事業が記載されていないもの、算出根拠や審査内容等が記載されていないものが散見された。

起案文書は補助金の交付決定にあたり、内部の意思決定の根拠となるものであり、適正に事務を遂行されたい。

《起案文書への記載内容の状況（○は記載あり、×は記載なし）》

課名 (補助金等の名称)	施行日等の 日付	根拠となる補 助金交付要綱 等の条項	補助の目的 や対象と する事業	補助金の算 出根拠や審 査の内容等
福祉課 (令和2年度社会福祉協議会 運営費補助金、令和2年度総合 福祉センター運営補助金)	×	×	× 条例に規定	×
高齢者支援課 (令和2年度太宰府市介護予 防・生活支援活動団体補助金)	×	×	× 交付規則に 規定	×
保育児童課 (令和2年度太宰府市私立幼 稚園運営費補助金)	×	○	× 交付要綱に 規定	×
経営企画課 (太宰府市シティプロモーシ ョン推進事業補助金)	×	×	× 交付要綱に 規定	×
防災安全課 (令和2年度太宰府市消防団 運営助成金)	×	交付要綱等 なし	×	×
地域コミュニティ課 (令和2年度太宰府市コミュ ニティバス「まほろば号」運行 事業補助金)	×	×	× 交付規則に 規定	×

(2) 切手等受払簿について（上下水道課、高齢者支援課、生活支援課、国保年金課、総務課）

切手・ハガキ等の管理については、文書情報課において定期的に切手等受払簿及び切手・ハガキ等の在庫確認が実施され、管理状況の改善が図られているものの、なお一部に切手等受払簿への使用目的の記載もれや数量の記載箇所の誤り、残数の計算誤り等が散見された。

各所属長は、職員への指導を徹底されたい。なお、文書情報課は、切手等受払簿に在庫確認した事績を残されたい。

- (3) ニモカカード受払報告書について（元気づくり課、市民課、納税課、総務課）
ニモカカード受払報告書に使用者の署名又は押印がないもの、内容欄が空欄のもの、目的地の欄に市名のみが記入され具体的な場所が記入されていないもの、訂正箇所には訂正印がないものが散見されたので、適正な事務処理に務められたい。

2 個別事項

いきいき情報センターの管理の一元化について（管財課）

太宰府市いきいき情報センター条例（平成10年条例第1号）第2条では、設置される施設が明記され、それぞれの所管課において管理されているが、施設が配置されている建物全体の管理規程が無く、共用部分については管財課と、文化学習課が指定管理を委託している太宰府市文化スポーツ振興財団によって管理されている。

いきいき情報センターの機能のみならず土地・建物の管理という視点からも、統合的な管理は必要なものであり、一元的な管理体制が望ましい。

管財課の事務分掌に、「公有財産の取得、管理及び処分に係る調整統括に関すること。」と規定されていることから、早急に関係する所管課と協議を行い、いきいき情報センターの建物全体を管理する責任者を定められたい。

第8 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にしていただきたく意見を申し上げる。

水道事業において、今後、事業の効率化を図るため施設の統廃合が計画されている。それぞれの施設の統廃合に係る費用対効果を考慮した実施計画を早急に策定し、計画的に進められたい。

北寿苑跡地の有効活用について、跡地が土砂災害警戒区域にあり建物の建築が難しいとの説明を受けたので、環境に配慮した施設（例えば太陽光発電施設やリサイクル施設など）、かつ市の収入にも繋がる施設等の検討を行っていただきたい。

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園や届出（認可外）保育所等への利用料の支払いを市が行うこととなり、56箇所・1300人分の利用料の支払事務が新たに発生し、職員の時間外勤務が大きく増加している実態がある。業務量を考慮したうえで、人員配置を検討されたい。

校区自治協議会及び区自治会に対し交付する地域運営支援助成金について、太宰府市地域運営支援助成金交付規則に助成金の額の算式が規定されている。しかし、これらは平等割、世帯割、事務費割といった基準であり、運営費の積算や事業費の積算がなされていないため、単に校区自治協議会及び区自治会の規模に配慮したものとなっている。

交付規則に「地域コミュニティづくりの推進に資することを目的とする。」と規定されているように、これからは校区自治協議会及び区自治会の活動内容に応じて助成金が増額あるいは減額するような、自治会にインセンティブを与える助成金の額の算式を導入し、地域コミュニティづくりの推進につなげられたい。